

補助金調書

補助金名	アジア太平洋こども会議・イン福岡補助金			担当課 (連絡先)	こども未来局こども部こども健全育成課 (TEL 092-711-4188)	
交 付 先	☐ 団体	NPO法人アジア太平洋 こども会議・イン福岡		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	☐ 非公募	(公募の場合) 公募時期				
(公募の場合) 応募要件						
(非公募の場合) 非公募の理由	当該補助目的を達成し得る団体が同団体のみであるため。					
補助開始年度	平成元	年度	経過年数	34	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	【目的】 アジア太平洋諸国の子どもたちと福岡の子どもたちが、招へい事業などの国際交流を とおして相互理解を深めるなど、国際感覚あふれる青少年を育成することで、本市青少 年の健全育成の推進並びに市民レベルの国際交流の推進に寄与すること。 【対象事業】 NPO法人アジア太平洋こども会議・イン福岡の行う事業(招聘型事業、サポート事業(た だし資金部会にかかる経費を除く。)、情報提供事業、ボランティア育成事業、ブリッジク ラブ事業、周年特別事業(開催回数が5の倍数の年度に限る。))。					
補助金の終期	令和6	年度	延長回数	2	回	
終期を延長する 理由	当該団体の活動は、本市の青少年の健全育成に寄与しており、かつ、事業の性質上継 続的な取り組みが必要であることから、補助金の継続が必要であると認められるため。					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	☐ その他	【対象経費】 補助対象事業の実施に要する経費。ただし、以下の経費区分及び内容等については、補 助対象外。 (1)人件費 ※ ただし、補助対象事業に係る通訳経費は補助対象。 (2)活動内容自体の委託費 (3)食糧費 ※ただし、交際費、親睦会費、酒類代を除く、事業実施のために必要な昼食代、 弁当代、茶菓代等は必要最小限の範囲で補助対象とする。 (4)その他 その他補助対象経費とすることが適当でないと市長が認める経費 【算定方法】 補助対象経費から、当該経費に充当する福岡県等の補助金を除いた額の4分の3を限度と し、予算の範囲内で決定。				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	(1) 件	1 件	1 件		
	55,000 千円	(24,000) 千円	15,000 千円	55,000 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	招へい事業はコロナウイルス感染状況を踏まえ、実施方法を対面型からWEBを活用し たバーチャル型に変更し、福岡と海外の子どもたちとの交流事業「ブリッジバーチャル サマーキャンプ」を実施。					
補助金交付 による効果	アジア太平洋諸国の子どもたちと交流するイベント等を通じ、アジア太平洋諸国のこども たちと福岡のこどもたちの相互理解が深まるなど、国際感覚あふれる青少年の育成に 寄与している。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。